

証券コード 6877
2024年12月3日
(電子提供措置の開始日 2024年11月27日)

株 主 各 位

神奈川県大和市中丸林間3丁目2番10号

OBARA GROUP株式会社

取締役社長 小 原 康 嗣

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第66回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.obara-g.com/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（OBARA GROUP）又は証券コード（6877）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所のウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年12月18日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

お土産配布及び懇親会は行いません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2024年12月19日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県海老名市中央2丁目9番50号
レンブラントホテル海老名3階「ラ・ローズ」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
- 1 第66期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第66期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 議 案** 剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

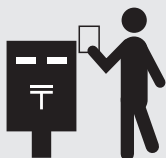
~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

会場受付で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前行使をしていただける場合



### ◎書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2024年12月18日（水曜日）午後5時まで



### ◎インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年12月18日（水曜日）午後5時まで

**議決権行使ウェブサイト** <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

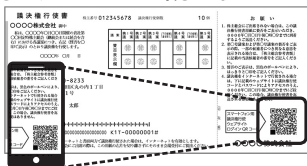
**開催日時** 2024年12月19日（木曜日）午前10時

# インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

## 📱 「スマート行使」による方法

### ① QRコードを読み取る



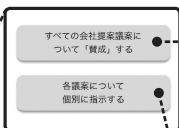
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ② 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

### ③ 各議案の賛否を選択



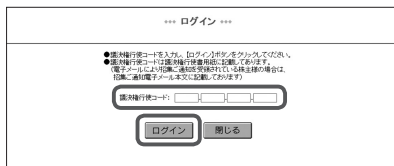
上記方法での議決権行使は1回に限ります。

## 💻 パソコンによるアクセス手順

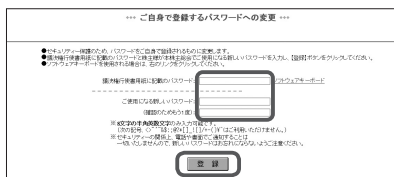
### ① ウェブサイトへアクセス



### ② ログインする



### ③ パスワードの入力



※セキュリティ保護のため新しいパスワードを設定してください。

### ④ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120-652-031**

[受付時間 (午前9時～午後9時)]

## ① インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金90円  
総額1,484,326,440円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年12月20日

以 上

# 事業報告

(2023年10月1日から  
2024年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2023年10月1日～2024年9月30日)における世界経済は、一部地域に弱含みが見られたものの、米国が堅調を維持し、欧州に持ち直しの動きが見られるなど、総体的には緩やかな回復基調となりました。

我が国経済につきましては、個人消費の拡大に足踏みが見られたものの、設備投資や生産活動に持ち直しが見られるなど、景気に回復の動きが見られました。

このような状況の下、当社グループと深く関わる自動車業界につきましては、世界各地で電動化対応を含め前向きな設備投資姿勢が継続しました。

一方、同じく当社グループと深く関わるエレクトロニクス業界では、調整的な設備投資動向が継続しましたが、先端半導体デバイスでの市況回復が見られました。

当社グループは、このような経営環境に対応するため、各市場動向に応じ、設備品及び消耗品の拡販に努め、ローカルニーズに対応した製品投入を進めるとともに、技術革新・次世代装置などの高付加価値製品の開発にも注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高563億91百万円(前期比2.1%増)、営業利益91億95百万円(前期比2.0%増)、経常利益98億4百万円(前期比1.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に発生した投資有価証券の売却に伴う特別利益が剥落したことなどにより、67億24百万円(前期比6.7%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む数値を記載しております。

#### イ. 溶接機器関連事業

溶接機器関連事業につきましては、取引先である自動車業界において、世界各地で堅調な生産活動が行われ、車体組立分野の継続的な設備投資が見られました。

このような環境の下、当部門として設備品及び消耗品の拡販を図ったことなどにより、業績は堅調に推移しました。

この結果、部門売上高は330億96百万円(前期比7.6%増)、部門営業利益は53億55百万円(前期比6.0%増)となりました。

ロ. 平面研磨装置関連事業

平面研磨装置関連事業につきましては、高度半導体デバイスにおける用途の多様化などを背景とし、取引先であるエレクトロニクス関連素材において、安定的な生産活動や設備投資が続きました。

このような環境の下、当部門として顧客要求に適合した製品の販売促進に努めましたが、前年同期の特異的な売上集中が平準化したことなどにより、業績は前年同期を下回りました。

この結果、部門売上高は232億96百万円(前期比4.8%減)、部門営業利益は39億12百万円(前期比3.5%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は、32億44百万円であり、主要なものは次のとおりであります。

イ. 完成又は取得した主要設備

スピードファム長野(株)における一部老朽化建屋の再編、製品精度の向上及び生産能力の増強を目的とする新工場建設(第I期)

ロ. 継続中の主要設備の新設、拡充

スピードファム長野(株)における一部老朽化建屋の再編、製品精度の向上及び生産能力の増強を目的とする新工場建設(第II期)

ハ. 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は自己株式取得資金のため、2024年4月18日に「2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」を76億12百万円(額面75億円)発行しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                   | 第63期<br>(2021年9月期) | 第64期<br>(2022年9月期) | 第65期<br>(2023年9月期) | 第66期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年9月期) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)           | 45,475             | 50,282             | 55,209             | 56,391                          |
| 経 常 利 益 (百万円)         | 8,037              | 9,657              | 9,683              | 9,804                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 5,993              | 6,197              | 7,211              | 6,724                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)        | 365.69             | 393.20             | 449.27             | 389.75                          |
| 総 資 産 (百万円)           | 78,414             | 92,347             | 94,623             | 100,808                         |
| 純 資 産 (百万円)           | 54,174             | 63,656             | 74,111             | 73,800                          |
| 1株当たり純資産額 (円)         | 3,376.83           | 4,044.48           | 4,276.53           | 4,470.43                        |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年9月期の期首から適用しており、2022年9月期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年9月30日現在)

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                          | 資 本 金               | 当社の出資比率            | 主要な事業内容        |
|------------------------------------------------|---------------------|--------------------|----------------|
| O B A R A (株)                                  | 百万円<br>99           | 100.0%             | 溶接機器<br>製造販売   |
| OBARA (NANJING) MACHINERY & ELECTRIC CO., LTD. | 千中国元<br>146,396     | 100.0%             | 溶接機器<br>製造販売   |
| O B A R A ( S H A N G H A I ) C O . , L T D .  | 千中国元<br>37,362      | 100.0%             | 溶接機器<br>製造販売   |
| O B A R A K O R E A C O R P .                  | 千韓国ウォン<br>1,907,440 | 100.0%             | 溶接機器<br>製造販売   |
| O B A R A C O R P . U S A                      | 千US\$<br>1          | 100.0%             | 溶接機器<br>製造販売   |
| ス ピ ード フ ァ ム (株)                               | 百万円<br>99           | 100.0%             | 平面研磨装置<br>開発販売 |
| ス ピ ード フ ァ ム 長 野 (株)                           | 百万円<br>98           | 100.0%<br>(100.0%) | 平面研磨装置<br>製造   |
| スピードファムクリーンシステム(株)                             | 百万円<br>88           | 100.0%<br>(100.0%) | 洗浄装置<br>製造販売   |
| (株) プ レ テ ッ ク                                  | 百万円<br>294          | 100.0%             | 精密洗浄装置<br>製造販売 |
| SPEEDFAM MECHATRONICS (NANJING) LTD.           | 千中国元<br>15,363      | 100.0%<br>(100.0%) | 平面研磨装置<br>製造販売 |
| S P E E D F A M I N C .                        | 千NT\$<br>61,000     | 100.0%<br>(100.0%) | 平面研磨装置<br>製造販売 |

(注) 1. 上記の重要な子会社を含め、連結対象会社は27社であります。

2. 「当社の出資比率」の( )内は、間接保有割合で内数であります。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループの主要顧客は、自動車業界とエレクトロニクス業界であります。自動車業界については、生産コストの削減、新興国を中心とした生産ラインの更新、エコカーの拡充が実施されております。また、自動車需要も新興国経済の発展に伴い、成長が予想されます。

エレクトロニクス業界については、短期的な需要変動はあるにしても、半導体が使用される製品の裾野の拡大やその販売地域の世界的な広がりにより、中長期的な市場拡大が予想されます。そのような市場環境の中で、当社グループの収益拡大を図るために、次のような取り組みを行ってまいります。

##### ①グループ管理

当社グループは、主要取引先のグローバル展開に併せて積極的な海外進出による業容の拡大を図っておりますが、経営資源を有効活用し、品質統制、最適地生産、最適地調達を推し進め、グループの連携と管理の強化を通して、グループ全体で最大の収益を確保するための体制を整えてまいります。

##### ②消耗品の受注拡大

溶接機器関連事業の主要製品である溶接ガンと平面研磨装置関連事業の主要製品である平面研磨装置は、それぞれ自動車業界及びエレクトロニクス業界の設備投資動向によりその需要が大きく変動し、業績にも影響を与えます。一方、自動車やエレクトロニクス基板の生産数量については、短中期的に比較的小幅な調整はあるにしても、世界的見地で長期的に見れば安定的に推移すると想定されます。そのため、自動車の生産台数やエレクトロニクス基板の生産数量に伴う需要を持つ消耗品の受注拡大を図り、業績の安定化を目指してまいります。

##### ③生産性向上を目指した次世代機の製品化

自動車業界においては、自動車ボディーの溶接工程の品質向上や効率化のために溶接作業のロボット化を進めております。その流れの中で、当社グループの主要製品である溶接ガンの高速化・軽量化が求められております。当社グループでは、長年培ってきた総合溶接機器技術を活かし、自動車メーカー各社が要求する高速・軽量溶接ガンの開発をさらに推し進め、競合他社との差別化を図り、シェアの拡大を目指してまいります。

エレクトロニクス業界においては、半導体デバイスの高速動作・低消費電力・高集積化を可能とする回路線幅の微細化などに伴い、シリコンウェーハの高精度化が進展しています。その高精度ニーズに対応した高効率製品の開発を継続し、シェアの拡大を図ってまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2024年9月30日現在）

当社グループは、抵抗溶接機器（ロボットガン、ポータブルガン、定置式溶接機、トランス、コントローラー、電極、チップドレッサー、ツールチェンジャー、ケーブル等）及び平面研磨装置（両面研磨装置、片面研磨装置、端面研磨装置、ウェーハ面取装置、洗浄装置、研磨用消耗副資材等）の研究開発、製造及び販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2024年9月30日現在）

本 社：神奈川県大和市

国内生産拠点：OBARA(株)（山梨県笛吹市）、スピードファム長野(株)（長野県佐久市）、スピードファムクリーンシステム(株)（山形県寒河江市）、(株)プレテック（静岡県焼津市）

国内販売拠点：OBARA(株) 神奈川営業所（神奈川県大和市）・宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）・豊田営業所（愛知県豊田市）・大阪営業所（大阪府池田市）・九州営業所（福岡県北九州市）、洋光産業(株)（広島県広島市）、スピードファム(株)（神奈川県綾瀬市）、スピードファムクリーンシステム(株)（神奈川県綾瀬市）、(株)プレテック（東京都府中市）

海外生産拠点：OBARA (NANJING) MACHINERY & ELECTRIC CO.,LTD.（中国）、OBARA (SHANGHAI) CO.,LTD.（中国）、SPEEDFAM MECHATRONICS (NANJING) LTD.（中国）、OBARA KOREA CORP.（韓国）、SPEEDFAM INC.（台湾）、OBARA CORP. USA（米国）

海外販売拠点：OBARA (NANJING) MACHINERY & ELECTRIC CO.,LTD.（中国）、OBARA (SHANGHAI) CO.,LTD.（中国）、SPEEDFAM MECHATRONICS (NANJING) LTD.（中国）、OBARA KOREA CORP.（韓国）、SPEEDFAM INC.（台湾）、OBARA CORP. USA（米国）

(7) 従業員の状況（2024年9月30日現在）

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,711名 | △18名        |

(8) 主要な借入先（2024年9月30日現在）

| 借入先             | 借入額    |
|-----------------|--------|
| MUFG Bank, Ltd. | 467百万円 |

(注) MUFG Bank, Ltd. は韓国の金融機関であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2024年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 38,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,869,380株（自己株式4,376,864株を含む）
- ③ 株主数 2,590名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                   | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------|---------|---------|
| 有 限 会 社 馬 込 興 産                         | 3,703千株 | 22.45%  |
| 小 原 康 嗣                                 | 2,571千株 | 15.58%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                 | 1,863千株 | 11.29%  |
| JP MORGAN CHASE BANK 385632             | 1,621千株 | 9.82%   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                      | 691千株   | 4.18%   |
| 小 原 範 子                                 | 304千株   | 1.84%   |
| J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572 | 257千株   | 1.56%   |
| JP MORGAN CHASE BANK 385642             | 232千株   | 1.40%   |
| 吉 田 史 子                                 | 218千株   | 1.32%   |
| JP MORGAN CHASE BANK 385166             | 154千株   | 0.93%   |

- (注) 1. 上記のほか、自己株式4,376,864株を保有しております。  
 2. 持株比率は、自己株式4,376,864株を控除して計算しております。  
 3. 小原康嗣の持株数は自身の管理分株数1,084,500株を加えて表示しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

その他新株予約権等に関する重要な事項

2024年4月2日付の取締役会決議に基づき発行した2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

|                     |                                                                       |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 区 分                 | 2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債<br>(2024年4月18日発行)                      |
| 新株予約権の数             | 750個                                                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式<br>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。 |
| 新株予約権の払込金額          | 無償                                                                    |

|                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 転換価額               | 4,104円               |
| 新株予約権を行使することができる期間 | 2024年5月2日～2028年3月17日 |
| 新株予約権の行使の条件        | (注)                  |
| 転換社債型新株予約権付社債の残高   | 75億99百万円             |

(注) 各本新株予約権の一部行使はできない。また、本新株予約権付社債権者は、(i) 2026年9月30日(同日を含む。)までの各暦年四半期中においては、直前の暦年四半期(すなわち2024年3月31日に終了する暦年四半期から2026年6月30日に終了する暦年四半期までの各暦年四半期)の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額(ただし、2024年3月31日に終了する暦年四半期に関しては、当初転換価額)の150%を超えた場合に限って、又は(ii) 2026年10月1日(同日を含む。)から2027年12月31日(同日を含む。)までの各暦年四半期中においては、直前の暦年四半期(すなわち2026年9月30日に終了する暦年四半期から2027年9月30日に終了する暦年四半期までの各暦年四半期)の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌暦年四半期の初日(ただし、2024年4月1日に開始する暦年四半期に関しては、2024年5月2日)から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。ただし、本新株予約権の行使の条件は、下記①及び②の期間並びにパリティ事由(以下に定義する。)が発生した場合における下記③の期間は適用されない。

① 当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

② 当社が組織再編等を行うにあたり、上記記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

③ 当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日(同日を含む。)から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のロンドン及び東京における3営業日後の日から起算して東京における5連続営業日のいずれの日においても、(i) ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報(BVAL)若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人(以下に定義する。)が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値(以下に定義する。)の98%を下回っているか、(ii) 上記(i)記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の97%を下回っているか、又は(iii) 上記(i)記載の価格若しくは上記(ii)記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(i) 1,000万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(ii) 当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、MUFJ Bank, Ltd., London Branchをいう。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2024年9月30日現在)

| 会社における地位         | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                           |
|------------------|---------|----------------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 小 原 康 嗣 | スピードファム(株) 取締役社長 (代表取締役)               |
| 取 締 役            | 小 林 憲 史 | スピードファム(株) 取締役<br>OBARA KOREA CORP. 理事 |
| 取 締 役            | 山 下 光 久 |                                        |
| 取 締 役            | 大 西 倫 雄 | 公認会計士                                  |
| 取 締 役            | 牧 野 宏 司 | 公認会計士                                  |
| 常 勤 監 査 役        | 高 井 清   | OBARA(株) 監査役                           |
| 監 査 役            | 須 山 正 志 |                                        |
| 監 査 役            | 高 橋 昌 子 | 公認会計士                                  |

- (注) 1. 取締役 大西倫雄、牧野宏司の両名は、社外取締役であります。なお、当社は両名を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役 須山正志、高橋昌子の両名は、社外監査役であります。なお、当社は両名を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役 高井清は、1992年から2019年までの期間、当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 須山正志は、製造業における豊富なキャリアと高い見識を有しております。
5. 監査役 高橋昌子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。

#### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役を対象とするものであり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2020年12月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定方針に沿うものであると判断しております。決定方針の内容は下記のとおりです。

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内とし、報酬等の種類別としては固定報酬と賞与で構成されております。固定報酬は、経営内容、経済情勢、取締役の役割及び業務執行の内容、経験、見識、有する専門性等によって取締役会において決定し、賞与は親会社株主に帰属する当期純利益を主体にその他経営環境等を勘案して取締役会において決定しております。各取締役の固定報酬及び賞与、報酬等を与える時期又は条件については取締役会の審議により委任された取締役社長が決定しております。監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各監査役の職務内容、経験及び当社の状況等を勘案の上監査役の協議により決定しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2011年8月26日開催の臨時株主総会において年額280百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年12月5日開催の第49回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき取締役社長小原康嗣が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬の算定であり、これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう2020年12月18日開催の取締役会にて当社グループ全体の業績等を総合的に勘案し各取締役の評価を行うことを確認しております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## 二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-----------------|------------------|-------------|----------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬等   |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 102<br>(12)     | 85<br>(12)       | 16<br>(一)   | —<br>(一) | 5<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 28<br>(8)       | 28<br>(8)        | —<br>(一)    | —<br>(一) | 3<br>(2)              |

(注) 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益(連結)」であります。その選定理由は、当該指標が当事業年度の最終的な利益を示し、将来への投資や株主還元の原因となるものであると判断したためです。

業績連動報酬等の算定方法は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、上記指標を主体にその他経営環境等を勘案して取締役会において決定しております。当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益は「1. 企業集団の現況(2)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。また、株主総会で決議された報酬限度額は「2. 会社の現況(3)④ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりです。

### ⑤ 社外役員に関する事項

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 大西倫雄は、当事業年度中に開催した取締役会16回中16回出席しております。会計の専門家である公認会計士としての豊富な経験、見識等を生かし、社外取締役として独立した立場から議案等につき、経営上有用な指摘、意見を述べております。
- ・取締役 牧野宏司は、当事業年度中に開催した取締役会16回中16回出席しております。会計の専門家である公認会計士としての豊富な経験、見識等を生かし、社外取締役として独立した立場から議案等につき、経営上有用な指摘、意見を述べております。
- ・監査役 須山正志は、当事業年度中に開催した取締役会16回中16回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会16回中16回出席しております。製造業における豊富な経験・見識に基づく第三者的立場から議案等につき必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役 高橋昌子は、当事業年度中に開催した取締役会16回中16回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会16回中16回出席しております。会計の専門家である公認会計士としての豊富な経験、見識等を生かし、社外監査役として独立した立場から議案等につき必要な発言を適宜行っております。

#### ロ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役 大西倫雄は、取締役会において、会計の専門家である公認会計士としての豊富な経験、見識等を生かし、社外取締役として独立した立場から議案等につき、経営上有用な指摘、意見を述べることにより、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。
- ・取締役 牧野宏司は、取締役会において、会計の専門家である公認会計士としての豊富な経験、見識等を生かし、社外取締役として独立した立場から議案等につき、経営上有用な指摘、意見を述べることにより、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

EY新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                         | 金 額   |
|-----------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                           | 70百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 78百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な連結子会社については、Ernst & Young (OBARA (NANJING) MACHINERY & ELECTRIC CO., LTD., OBARA (SHANGHAI) CO., LTD., OBARA KOREA CORP., SPEEDFAM INC., SPEEDFAM MECHATRONICS (NANJING) LTD.), CDH pc (OBARA CORP. USA) の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

##### ④ 非監査業務の内容

「2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」に係るコンフォートレター作成業務であります。

##### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員一致の決議に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。



(5) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において次のとおり決議しております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び業務分掌規程他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。そのため法令違反、不正行為の未然防止のために企業理念に基づいた企業行動基準を定め、社会規範を遵守した行動をとるための指針とし、当企業グループ役員への周知徹底を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

情報（文書含む）管理規程の整備を図り、これに基づき取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報等を閲覧できる体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署・グループ子会社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、取締役が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は企業グループ全体で事業計画を達成していくことが重要な課題であり、海外法人を含むグループ各社の取締役及び使用人に対しては、本方針の理念に従い各社の統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行う。各子会社の事業運営については、各社が業務執行の経営責任と権限を有するものの、統制に係る重要な意思決定には当社の関与を求めるほか、当社監査役が子会社監査役と連携して監査業務を実施し、子会社の業務の適正を確保する。

当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告し、必要な事項については取締役会が内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が業務補助のためスタッフが必要なときは、その目的に適した職員を配置するものとし、人数、資格については常勤監査役と協議の上決定する。監査役はその職員に必要な事項を命令することができ、監査役より命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、各部長の指揮命令を受けない。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

企業グループ全体の取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令上疑義のある行為、その他監査役が求める事項についてすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する。報告者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。また、監査役は経営会議他経営上の重要情報を入手できると判断した会議体には随時出席できる体制を整備する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。また、監査役は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の専門家と相談し、監査業務に関する助言を受ける機会及び前払いを含めて費用請求を保障される。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役会において企業理念に基づいた企業行動基準を定め、携帯用の「企業行動基準カード」を作成し、当企業グループ役員へ配布、継続して周知徹底を促しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

情報（文書含む）管理規程の定めに従い、情報の保存及び管理を実施し、重要な情報はセキュリティ対策を厳重に施すなど適切な措置を講じています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、リスク管理方針の策定、企業グループを含む各部門のリスク評価等について審議・議論を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度は、定例を含め16回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業グループ各社につきましては、当社の役員及び使用人が同社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しており、また、当社監査役が企業グループ各社の監査役と連携して監査業務を実施し、業務の適正を確保しています。

当事業年度は、当社内部監査室が3社のグループ会社に対して内部監査を実施し、その結果を社長に報告しました。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役スタッフにつきましては、現在まで監査役会からの要望がなく置いておりませんが、監査役からの要請に応じて内部監査室、経営企画室、経理部、管理部が監査役の業務を適宜補助しております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制  
監査役は、必要に応じ取締役又は使用人からの報告を受けております。また、監査役会に対する内部監査室による内部監査の実施状況の報告につきましては、四半期毎に行っております。  
内部通報制度規程により、報告をした者に対し会社が不利な取扱いをすることを禁止しております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会は四半期毎に行っております。  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針  
該当事項はありません。

~~~~~  
本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	79,806	流 動 負 債	15,651
現 金 及 び 預 金	42,315	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,580
受 取 手 形	198	1年内返済予定の長期借入金	85
電 子 記 録 債 権	2,974	未 払 法 人 税 等	1,325
売 掛 金	11,988	契 約 負 債	6,890
有 価 証 券	95	賞 与 引 当 金	1,009
商 品 及 び 製 品	7,286	役 員 賞 与 引 当 金	48
仕 掛 品	7,821	そ の 他	1,711
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,838	固 定 負 債	11,356
預 け 金	1,169	転換社債型新株予約権付社債	7,599
そ の 他	1,441	長 期 借 入 金	382
貸 倒 引 当 金	△325	繰 延 税 金 負 債	2,750
固 定 資 産	21,001	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	29
有 形 固 定 資 産	17,242	退 職 給 付 に 係 る 負 債	369
建 物 及 び 構 築 物	10,740	資 産 除 去 債 務	92
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,004	そ の 他	130
土 地	3,512	負 債 合 計	27,007
建 設 仮 勘 定	155	純 資 産 の 部	
そ の 他	830	株 主 資 本	64,294
無 形 固 定 資 産	389	資 本 金	1,925
そ の 他	389	利 益 剰 余 金	77,884
投 資 そ の 他 の 資 産	3,370	自 己 株 式	△15,515
投 資 有 価 証 券	1,442	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	9,434
繰 延 税 金 資 産	750	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	208
長 期 預 金	613	為 替 換 算 調 整 勘 定	9,225
そ の 他	564	非 支 配 株 主 持 分	71
貸 倒 引 当 金	△1	純 資 産 合 計	73,800
資 産 合 計	100,808	負 債 純 資 産 合 計	100,808

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		56,391
売 上 原 価		38,456
売 上 総 利 益		17,935
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,739
営 業 利 益		9,195
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	493	
受 取 配 当 金	14	
為 替 差 益	83	
補 助 金 収 入	11	
受 取 地 代 家 賃	38	
そ の 他	131	773
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
社 債 発 行 費	88	
固 定 資 産 除 却 損	24	
そ の 他	28	164
経 常 利 益		9,804
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,804
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,439	
法 人 税 等 調 整 額	△366	3,073
当 期 純 利 益		6,730
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		5
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		6,724

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年10月1日 残高	1,925	-	74,027	△11,835	64,118
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当			△2,626		△2,626
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,724		6,724
自己株式の取得				△5,325	△5,325
自己株式の処分		△241		1,644	1,403
利益剰余金から 資本剰余金への振替		241	△241		-
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	3,856	△3,680	176
2024年9月30日 残高	1,925	-	77,884	△15,515	64,294

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
2023年10月1日 残高	218	9,698	9,917	75	74,111
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当					△2,626
親会社株主に帰属する 当期純利益					6,724
自己株式の取得					△5,325
自己株式の処分					1,403
利益剰余金から 資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△9	△473	△483	△3	△486
連結会計年度中の 変動額合計	△9	△473	△483	△3	△310
2024年9月30日 残高	208	9,225	9,434	71	73,800

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しております。

連結子会社の数 27社

主要な連結子会社の名称は次のとおりであります。

OBARA(株)

OBARA (NANJING) MACHINERY & ELECTRIC CO., LTD.

OBARA (SHANGHAI) CO., LTD.

OBARA KOREA CORP.

OBARA CORP. USA

スピードファム(株)

スピードファム長野(株)

スピードファムクリーンシステム(株)

(株)プレテック

SPEEDFAM MECHATRONICS (NANJING) LTD.

SPEEDFAM INC.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、OBARA (NANJING) MACHINERY & ELECTRIC CO., LTD.、OBARA (SHANGHAI) CO., LTD.、OBARA MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.、LLC OBARA RUS 及び SPEEDFAM MECHATRONICS (NANJING) LTD. の決算日は12月31日であり、OBARA INDIA PVT LTD. 及びSPEEDFAM (INDIA) PVT LTD. の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、主として定率法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

機械装置及び運搬具 2年～11年

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の必要額を計上しております。

(ハ)役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ニ)役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度のある連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、会社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上していましたが、会社内規を改訂し、役員退職慰労引当金の新規積立を停止するとともに、従来の慰労金相当額につきましては支給時に取崩しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループは、溶接機器関連事業及び平面研磨装置関連事業における製品の製造・販売を主な事業内容としており、これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主に顧客が検収した時点で収益を認識しております。輸出版売における一部の量産品については、貿易条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、貿易条件等に基づきリスクが顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。また、契約条件に従って、履行義務の充足前に前受けの形式により対価を受領する場合には、契約負債を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(ロ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の「為替換算調整勘定」及び「非支配株主持分」に含めております。

(ハ) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ニ) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

II 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（純額）	750

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく事業計画における主要な仮定は、受注残高や取引先の設備計画等を加味した事業別売上高の予測であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存します。将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

III 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,836百万円

2. 電子記録債権譲渡高 1,408百万円

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式

20,869,380株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月19日 定時株主総会	普通株式	1,558	90	2023年9月30日	2023年12月20日
2024年5月8日 取締役会	普通株式	1,068	60	2024年3月31日	2024年6月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,484	90	2024年9月30日	2024年12月20日

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2025年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(注1、2、3、4)	普通株式	489,356	5,064	494,420	—	—
提出会社	2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(注1、4、5)	普通株式	—	1,827,485	—	1,827,485	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 目的となる株式の数の増加は、転換価額の修正によるものであります。

3 目的となる株式の数の減少は、主に、権利行使によるものであります。

4 転換社債型新株予約権付社債は、一括法によっております。

5 目的となる株式の数の増加は、発行によるものであります。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金の運用につきましては、安全性の高い金融商品で運用しております。また、資金調達につきましてはグループ内での余資の有効活用又は銀行借入により調達する方針であります。デリバティブにつきましては、相場変動によるリスクを軽減・回避又はヘッジするため実需の範囲でのみ行い、投機目的では行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権並びに売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、手元資金として信用リスクの少ない譲渡性預金及び公社債投信等で安全性と流動性の高い金融商品であります。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場価格の変動等を把握しております。

長期預金は、信用度の高い金融機関に対する預金に限っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

転換社債型新株予約権付社債は自己株式取得に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に従い営業債権について、取引先ごとに期日及び残高管理を定期的にモニタリングするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建債権及び債務に係る為替変動リスクを低減するため、為替予約取引を利用しております。

有価証券については、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及び公社債投信等で、金利変動リスクの小さなもので運用しております。投資有価証券については、定期的に時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を検討しております。

連結会計年度において、為替や金利等の変動リスクを回避するためのデリバティブ取引・残高はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき資金担当部門が、適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,442	1,442	—
(2) 長期預金	613	610	△2
資産計	2,056	2,053	△2
(1) 転換社債型新株予約権 付社債	7,599	7,980	380
負債計	7,599	7,980	380

(※1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「有価証券」「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	443	—	—	443
社債	—	999	—	999
資産計	443	999	—	1,442

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	610	—	610
資産計	—	610	—	610
転換社債型新株予約権付社債	—	7,980	—	7,980
負債計	—	7,980	—	7,980

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計額を同様の新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VI 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を地域別に分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	溶接機器 関連事業	平面研磨装置 関連事業	
地理的区分			
日本	6,058	17,307	23,366
アジアパシフィック	19,718	4,708	24,427
米州	5,826	432	6,258
その他	1,491	847	2,339
顧客との契約から生じる収益	33,095	23,295	56,391
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	33,095	23,295	56,391

(注) 外部顧客への売上高は、当社グループ各社の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- (1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	15,356
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	15,162
契約負債（期首残高）	6,572
契約負債（期末残高）	6,890

契約負債は、主に、全ての履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,484百万円であります。

契約負債の増減は、主に、前受金の受取による増加と収益認識による減少であります。

過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益には重要性がありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当該履行義務は、主に、溶接機器関連事業及び平面研磨装置関連事業における製品の製造・販売に関するものであり、残存履行義務の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	24,648
1年超2年以内	8,502
2年超3年以内	5,032
3年超	480
合計	38,663

VII 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,470円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 389円75銭 |

VIII 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2024年4月2日付の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施しました。

1 自己株式の取得を行う理由

成長戦略の実施に必要な財務基盤を維持しつつ、株主還元の一層の強化と資本効率の向上を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

2 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数：2,150,000株（上限）
- (3) 株式の取得価額の総額：7,521百万円（上限）
- (4) 取得方法：東京証券取引所における市場買付け
- (5) 取得期間：2024年4月3日から2025年3月24日まで（約定日ベース）

3 自己株式の取得の状況

上記市場買付けによる取得の結果、2024年10月1日から2024年10月31日までに当社普通株式184,100株（取得価額769百万円）を取得しました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年11月18日

OBARA GROUP 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 水 善 之
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 川 高 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、OBARA GROUP株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、OBARA GROUP株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	21,792	流動負債	2,997
現金及び預金	17,273	関係会社短期借入金	2,816
営業未収入金	66	未払金	72
前払費用	7	未払費用	7
関係会社短期貸付金	3,208	未払法人税等	57
未収入金	64	前受金	2
預け金	1,169	預り金	4
その他	2	賞与引当金	21
固定資産	17,822	役員賞与引当金	16
有形固定資産	2,027	固定負債	7,700
建物	1,313	転換社債型新株予約権付社債	7,599
構築物	45	繰延税金負債	64
工具、器具及び備品	16	長期預り保証金	4
土地	652	資産除去債務	32
無形固定資産	1	負債合計	10,697
投資その他の資産	15,793	純資産の部	
投資有価証券	1,440	株主資本	28,709
関係会社株式	13,319	資本金	1,925
関係会社出資金	1,029	資本剰余金	2,370
長期貸付金	0	資本準備金	2,370
その他	2	利益剰余金	39,928
貸倒引当金	△0	利益準備金	126
資産合計	39,615	その他利益剰余金	39,801
		別途積立金	4,000
		繰越利益剰余金	35,801
		自己株式	△15,515
		評価・換算差額等	207
		その他有価証券評価差額金	207
		純資産合計	28,917
		負債純資産合計	39,615

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	7,642	
関係会社運営費用収入	248	
関係会社ロイヤリティ収入	276	8,167
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	625	625
営 業 利 益		7,541
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32	
受 取 配 当 金	13	
為 替 差 益	91	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19	
受 取 地 代 家 賃	24	
そ の 他	1	182
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9	
社 債 発 行 費	88	
賃 貸 収 入 原 価	5	
そ の 他	10	113
経 常 利 益		7,610
税 引 前 当 期 純 利 益		7,610
法人税、住民税及び事業税	530	
法人税等調整額	△1	528
当 期 純 利 益		7,081

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 別途積立金
2023年10月1日高残	1,925	2,370	-	2,370	126	4,000
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			△241	△241		
利益剰余金から資本剰余金への振替			241	241		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-
2024年9月30日高残	1,925	2,370	-	2,370	126	4,000

	株 主 資 本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2023年10月1日高残	31,588	35,714	△11,835	28,176	217	28,394
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△2,626	△2,626		△2,626		△2,626
当期純利益	7,081	7,081		7,081		7,081
自己株式の取得			△5,325	△5,325		△5,325
自己株式の処分			1,644	1,403		1,403
利益剰余金から資本剰余金への振替	△241	△241		-		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					△9	△9
事業年度中の変動額合計	4,213	4,213	△3,680	532	△9	522
2024年9月30日高残	35,801	39,928	△15,515	28,709	207	28,917

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の必要額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社における収益は、関係会社受取配当金、関係会社運営費用収入及び関係会社ロイヤリティ収入であります。関係会社受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。関係会社運営費用収入については、当社の子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。関係会社ロイヤリティ収入については、当社の子会社に対しブランドの使用許諾を行うことで、当社グループが構築したブランドイメージ及び取引上の信用を提供することが履行義務であり、ブランドを使用した当社の子会社が収益を計上するにつれて当社の履行義務が充足されることから、当該子会社の売上高に一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,285百万円
2. 保証債務残高	
下記関係会社の取引債務の保証を行っております。	
スピードファム(株)	70百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	131百万円
短期金銭債務	23百万円

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	18百万円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	4,376,864株

V 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	32百万円
関係会社株式	176百万円
関係会社出資金	12百万円
会員権評価損	1百万円
投資有価証券評価損	10百万円
賞与引当金	6百万円
資産除去債務	9百万円
減損損失	1百万円
その他	14百万円
繰延税金資産小計	266百万円
評価性引当額	△220百万円
繰延税金資産合計	46百万円

繰延税金負債	
譲渡損益調整	△30百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△0百万円
その他有価証券評価差額金	△80百万円
繰延税金負債合計	△110百万円

繰延税金負債の純額 $\triangle 64$ 百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

VI 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	OBARA(株)	直接 100.0	グループ会社 役員の兼任等	事業運営費の受取(注1)	198	—	—
				グループファイナンスによる資金の運用(注2)	△280	関係会社 短期借入金	1,601
				利息の支払(注2)	4	—	—
	スピードファム長野(株)	間接 100.0	グループ会社 役員の兼任等	グループファイナンスによる資金の運用(注2)	2,279	関係会社 短期貸付金	2,528
				利息の受取(注2)	6	—	—
	スピードファム クリーンシステム(株)	間接 100.0	グループ会社 役員の兼任等	グループファイナンスによる資金の運用(注2)	△130	関係会社 短期借入金	1,115
				利息の支払(注2)	3	—	—
				(株)ブレテック	直接 100.0	—	グループファイナンスによる資金の運用(注2)
利息の受取(注2)	1	—	—				
				利息の支払(注2)	1	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 事業運営費用につきましては、一般取引と同じ条件に基づき決定しております。

(注2) グループファイナンスによる資金の運用に係る金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の増減の純額を記載しており、当期末の関係会社貸付金が前期末残高より減少している場合及び短期借入金残高が前期末残高より増加している場合には△で記載しております。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,753円35銭
- 1株当たり当期純利益 410円40銭

Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「Ⅷ 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年11月18日

OBARA GROUP 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 水 善 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 川 高 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、OBARA GROUP株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検査する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等とその構築及び運用の状況について説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月18日

OBARA GROUP株式会社 監査役会

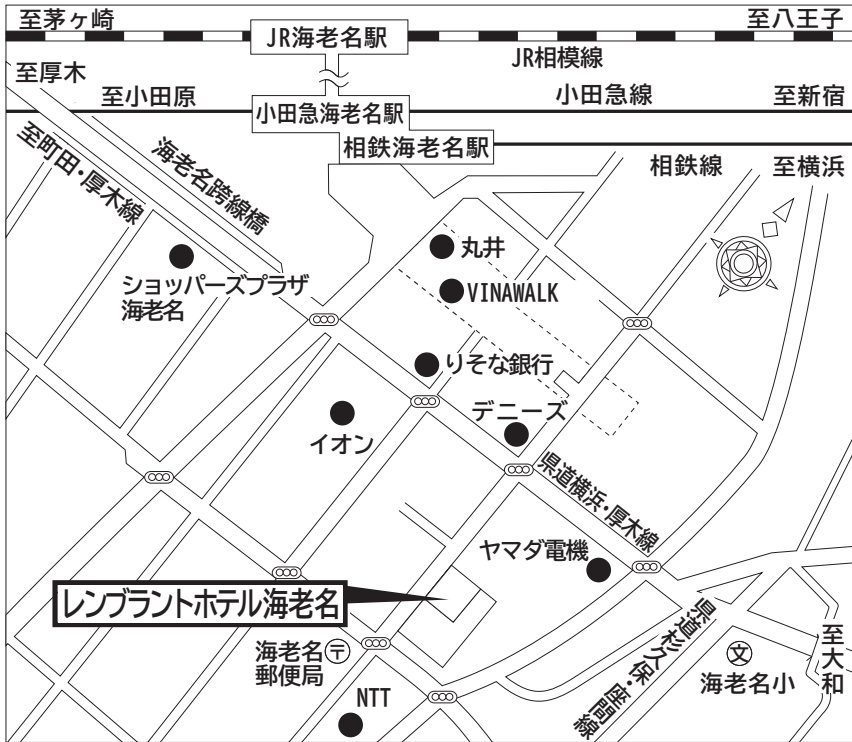
常勤監査役	高 井 清	Ⓔ
社外監査役	須 山 正 志	Ⓔ
社外監査役	高 橋 昌 子	Ⓔ

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 レンブラントホテル海老名3階「ラ・ローズ」
神奈川県海老名市中央2丁目9番50号
電話番号 (046) 235-4411

お土産配布及び懇親会は行いません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



【交通のご案内】 小田急線、相鉄線の海老名駅より徒歩7分
JR 相模線の海老名駅より徒歩10分

当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。